

仕 様 書

1 件 名

みんなでまちをよくする「ミナヨク」事業支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

港区麻布地区総合支所協働推進課（所在地：港区六本木五丁目16番45号）
等

4 目 的

地域コミュニティの核である町会・自治会及び商店街等では、高齢化や若い世代の人材不足により、お祭り、防災、環境美化及びその他地域活性化を目的としたイベント等の地域活動を継続的に実施することが困難となってきている。こうした中、地域協働をリードし、率先して地域活動を実施する若い地域の担い手を育成していくことが求められている。

この課題解決に向け、地域に愛着を持って地域活動に携わる次世代のコミュニティサポーターを発掘・育成していくことを目的とする。

これらを実現するため、地域活性化のためのアイデアづくり・実証実験を通じて、麻布地区の現状や課題の理解を深め、実地学習や町会・自治会、商店街等地域住民との対話・交流等を行う講座を企画・運営する。

また、講座内において、参加者と町会・自治会、商店街等地域住民との交流を創出することで、世代間・住民同士のふれあいを促進し、地域の連帯感を醸成する。

さらに、講座修了後、地域活性化のために検討したアイデアの実現に向け、町会・自治会、商店街等地域住民との協働の取組を支援するとともに、修了生と地域コミュニティの継続的なつながりを築いていけるよう支援する。

5 業務概要

講座の詳細は、以下のとおりとする。

(1) 受講人数

20名程度

(2) 講座回数

全7回程度

講座時間（3時間程度×7回程度）

その他自主活動（講座に付随して、必要に応じて5～10回程度）

(3) 講師

講師及びゲストの手配、準備調整は、受注者にて行う。

全7回程度の講座を運営及び進行する講師を配置すること。メイン講師については、港区及び麻布地区の現状や課題を把握し、本事業の目的を達成するために必要な経験等を有するものであること。その他外部講師（以下「ゲスト」という。）を招聘する場合には、地域活性化や人材育成に関する実績を有するものとする。また、講師及びゲスト決定前及び決定の際は、速やかに発注者に報告するとともに、講師及びゲストに関する情報を発注者に提出すること。

(4) プログラム内容

プログラムについては、以下の内容を踏まえて設定・準備すること。

- ① 麻布地区の特性・状況把握、課題の設定、フィールドワーク、アイデアの検討・検証、発表までの7回程度の講座とすること。講座修了後、実証実験を支援すること。
※各回のプログラムテーマ（案）とスケジュール（案）は(5)のとおり。
- ② 地域の担い手となる若い世代の在勤・在住・在学者の興味・関心に働きかけ、新たな発想や提案を促すため、ワークショップやフィールドワークでICTツールを活用する等、先進的な取組を盛り込んだものとする。
- ③ 麻布地区の町会・自治会、商店街等地域住民、企業及び大使館等、多様な人材を活用するとともに、人材交流が深まる講座内容を組み込むこと。
- ④ 地域の課題解決を目的とした講座内容を組み込むこと。なお、組み込む講座内容は、これまでの実施結果を検証、検討したものを反映させること。
- ⑤ 実証実験に向けて、アイデアを考案した各グループに担当者を1名ずつ配置すること。担当者はグループの打合せに出席し、実証実験に向けたアドバイスや相談業務、メンバーとの連絡調整、地域交流の機会の提供などの支援を行うこと。

(5) 講座実施スケジュール (参考)

参考：令和5年度スケジュール

回	業 務	プログラムテーマ	日時 (予定)	開催形式
	事前説明会	①ミナヨクの概要説明 ②修了生との対話 ③質疑	9/9(土) 14:00~15:30	対面
1	オリエンテーション	①ミナヨクの概要説明 ②自己紹介 ③過去の企画紹介	9/23(土) 13:00~17:00	対面
		2年目企画体験		
2	地域活動の体験・理解①	①活動の体験・学習 ②ディスカッション	9/30(土) 13:00~17:00	対面
		個別対話(2on1)、2年目企画体験		
3	地域活動の体験・理解②	①活動の体験・学習 ②ディスカッション	10/14(土) 13:00~17:00	対面
		体験学習の整理、2年目企画体験		
4	チームング	①想い・企画案の発表 ②チームづくり	10/28(土) 13:00~17:00	対面
		アイデア詳細化、2年目企画体験		
5	企画検討	①企画の骨子づくり ②講師との相談	11/11(土) 13:00~17:00	対面
		グループ討議、2年目企画体験		
6	実証計画	①企画詳細化、実証計画 ②講師との相談	11/25(土) 13:00~17:00	対面
		グループ討議、2年目企画体験		
7	最終発表	①企画内容、実施計画の発表 ②有識者によるアドバイス	12/16(土) 13:00~17:00	対面

※ 必要に応じて、プログラムの間にリサーチ、アイデアのブラッシュアップ等の自主活動を行うこととし、受講者の自立化を促進するものとする。
自主活動中は、講師・スタッフがオンラインでサポートする。

※ 各回間の活動は、2年目企画の進行具合や参加者の状況を鑑み、必要に応じて実施有無を発注者と協議する。

6 業務内容

上記「4 目的」に示すとおり、麻布地区の現状や課題の理解、実地学習や町会・自治会、商店街等地域住民との対話・交流等を行う講座の企画・運営、支援を行う。

また、契約期間内において、町会・自治会、商店街等との意見交換、協働による地域活動の開催等、修了生と地域団体の特性に応じて個別具体的に支援するため、発注者と協議のうえ業務を実施すること。加えて、今年度の講座の効果・検証を踏まえ、次年度のプログラム内容・実施計画案を作成・提案すること。

(1) 令和6年度講座運営

受注者は、以下の業務を行うこと。

ア 地域の課題解決を目的とした講座を企画、運営する。発注者が提示するプログラムテーマに沿って、講座の具体的な企画立案、講師等の手配・必要物品の用意などの準備、当日の運営及び進行等を行うものとする。なお、受注者は、必要に応じて発注者及び参加者が、オンラインで講座に参加できるようにリモート会議を設定すること（発注者及び参加者のリモート会議ツールの使用に関するサポート等を含む）。

なお、リモート会議ツールは、ZoomまたはMicrosoft Teamsを使用すること。

イ 実施計画書の提出及び発注者との打合せ

受注者は、各回の事業の実施に当たり、事前に、事業内容、実施日時、講師名等を記載した実施計画書を提出し、発注者の承認を得ること。なお、必要に応じて、発注者と受注者は事前に打合せを行う。

ウ 当日の進行補助（安全管理も含む。）

※対応に当たっては発注者と協議し、適切な方法で行うこと。

エ 講師その他関係者との打ち合わせ等の対応

オ 会の会場設営及び撤収

(2) 地域活性化アイデアによる取組の支援

参加者が発案した地域活性化アイデアによる取組を支援すること。また、麻布地区町会・自治会、商店街等との連携や継続的な地域活動の実施に向けた支援を行うこと。支援内容は、以下のとおりとする。

ア 取組実施時の補助

イ 参加者及び修了者と町会・自治会、商店街等との連携支援

ウ 地域SNS「PIAZZA」を活用した情報発信の助言・提案

（ア～ウについては講座5回目以降）

(3) 令和7年度講座のプログラム内容及び実施計画案の作成

ア 令和6年度に行う講座の効果の検証結果を踏まえ、令和7年度開講に向

けた講座のプログラム内容及び実施計画案を作成すること。

イ 講座の実施規模は、概ね以下のとおりとする。

- ①受講人数：20名程度
- ②実施期間：5～6か月程度（募集期間を含む。）
- ③講座回数：全8回程度（事前説明会を含む。）

ウ 講座のプログラム内容及び実施計画案については、以下の内容を踏まえ作成すること。

- ①プログラム内容等は、若い世代の参加を促せるものとする。
- ②麻布地区の地域資源（企業・大使館等）を活用した講座内容を組み込むこと。
- ③地域の課題解決を目的とした講座内容を組み込むこと。なお、組み込む講座内容は、これまでの実施結果を検証、検討したものを反映させること。
- ④講師は、「6 業務内容」に記載する人材を複数人招聘できるように選定し、発注者との関係構築を支援すること。また、プログラム内容及び実施計画案について、各講師と調整を図った上で策定する。

7 業務実施計画書の提出

受注者は業務実施に当たり、事前に、日時、方法、業務責任者氏名、作業人員等を記載した業務実施計画書を契約締結後速やかに提出し、発注者の承認を得ること。

8 契約及び支払方法

本契約に係る経費には以下の内容を含むものとし、業務履行確認後に受注者の請求に基づいて一括で支払う。

- (1) 人件費（講師手配含む）
- (2) 施設等手配
- (3) 講座のテキスト・資料・消耗品代
- (4) 調査費
- (5) その他運営に関わる経費

9 成果品

- (1) 令和6年度講座プログラム実施報告書 2部
 - (2) 令和7年度講座プログラム実施計画書（案） 2部
- ※ 提出はA4判（一部カラー）及び電子データをCD-ROMで納入すること。
- ※ 成果品の納入場所は麻布地区総合支所協働推進課とする。

10 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民、業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。なお、業務終了後、これらの情報についてはシュレッダーで破棄し、電子データは消去すること。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、業務従事者、その他本業務に関わる者に対し、港区個人情報保護条例の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとたばこルールを遵守すること。
- (9) 本業務で利用するパソコンには、最新のウィルス検知ソフト及び、ファイヤーウォールを導入すること。また、ウィニーなどのファイル交換ソフトを使用しないこと。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (11) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

11 「環境により良い自動車利用」について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。

- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成29年3月16日改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

12 著作権の帰属

この契約の履行により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。ただし、受注者が、この契約の目的を遂行するために発注者に提供する文書、資料およびコンピュータ・プログラム、その他の著作物のうち、この契約以前から受注者が著作権を有していた部分は受注者に留保するものとする。

- (1) 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、かかる成果品についての複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用権を受注者に留保する。
- (2) 発注者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

13 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上対応を決定することとする。

14 担当

麻布地区総合支所協働推進課地区政策担当 雑賀
協働推進係 渡邊
電話：03-5114-8812